

豊中市粗大ごみ等受付業務委託契約に係る総合評価一般競争入札について

令和5年4月1日から令和10年3月31日までにおける豊中市粗大ごみ等受付業務委託契約について、次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6及び第167条の10の2第6項の規定により公告します。

令和4年10月3日

豊中市長 長 内 繁 樹

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
豊中市粗大ごみ等受付業務
- (2) 履行場所
豊中市走井2丁目5番5号
- (3) 業務概要
粗大ごみ等の申込み、問い合わせ、苦情処理等の受付及び「受付センター」の運営管理に必要とする業務
- (4) 履行期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たし、本市の競争入札参加資格確認審査において、その資格を認められた者

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日において令和4年度の豊中市物品等入札参加資格「307000警備・受付等」の「06電話交換」、又は「309700その他の業務委託」の「99その他」の認定を受けていること。なお、これら以外の令和4年度の豊中市物品等入札参加資格の営業種目・細目の認定のみを受けている者であって、本入札に参加を希望するものは、3(1)により当該営業種目・細目の追加認定の申込みをすることができる。
- (3) 本市から豊中市入札参加停止基準(平成7年6月1日制定)に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成24年2月1日制定)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 粗大ごみ等受付業務委託契約1件の契約金額(履行期間が1年以上の契約である場合にあつては、1年間に換算して算出した金額とする。以下同じ。)が26,000千円(豊中市内に本店を有する者にあつては、20,000千円とし、取引に係る消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)以上の粗大ごみ等受付業務を、元請けとして2年以上継続して履行した実績を有すること。
- (6) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (7) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (8) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)があつた場合にあつては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開

始の申立てをなされなかった者とみなす。

3 総合評価一般競争入札参加資格確認審査手続

- (1) 本入札に参加を希望する者は、(5)に定めるところに従い、次に掲げる書類（以下「申込書類」という。）を提出し、本市の確認を受けなければならない。
 - ア 令和4年度入札参加資格 営業種目・細目追加申込書（様式1）（2(2)に規定する営業種目・細目の認定を受けていない者に限る。）
 - イ 受付票（様式2）
 - ウ 総合評価一般競争入札参加資格確認申込書（様式3）
 - エ 同種業務の契約・履行実績（様式4）
 - オ エの実績を証する契約書の写し又は発注者が作成した契約履行証明（様式5）
 - カ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項の規定による報告に係る障害者雇用状況報告書（最新のもの）の写し
- (2) 期限までに申込書類を提出しない者又は本市が入札参加資格がないと認めた者は、本入札に参加することができない。
- (3) 入札参加資格の確認の結果は、令和4年10月20日（木）までに、申込者に通知する。なお、入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。
- (4) 令和4年度入札参加資格 営業種目・細目追加申込書（様式1）、受付票（様式2）、総合評価一般競争入札参加資格確認申込書（様式3）、同種業務の契約・履行実績（様式4）及び契約履行証明（様式5）並びに総合評価一般競争入札説明書の配付
 - ア 配付期間
令和4年10月3日（月）から令和4年10月14日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
 - イ 配付場所
豊中市中桜塚3丁目1番1号
豊中市総務部契約検査課（第一庁舎4階）
電話（06）6843-2074
 - ウ その他
令和4年10月3日（月）から令和4年10月14日（金）までの間は、豊中市のホームページからも入手できる。
- (5) 申込書類の提出
 - ア 提出期間
令和4年10月3日（月）から令和4年10月14日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
 - イ 提出場所
豊中市中桜塚3丁目1番1号
豊中市役所総務部契約検査課（第一庁舎4階）
電話（06）6843-2074
- (6) その他
 - ア 申込書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 提出された申込書類は、返却しない。
 - ウ 申込書類は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

4 現場説明書、入札書、入札金額内訳書、仕様書、質疑書（以下「仕様書等」という。）の配付

- (1) 仕様書等の配付
仕様書等は、2に掲げる資格が確認できた者に対し、事前に電話連絡をした上、令和4年10月20日（木）にメールを送信することにより配付する。
- (2) その他
総合評価基準等及び仕様書等の内容についての質疑の方法は、現場説明書で指示する。

5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所
豊中市中桜塚3丁目1番1号
豊中市総務部契約検査課（第一庁舎4階）
電話（06）6858-2074
- (2) 期間

令和4年10月3日（月）から令和4年12月28日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）及び令和5年1月4日（水）から令和5年1月11日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

6 入札執行の日時、場所等

(1) 入札期間

令和4年11月15日（火）から令和4年11月30日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 場所

豊中市中桜塚3丁目1番1号
豊中市総務部契約検査課（第一庁舎4階）
電話（06）6858-2074

(3) 開札日時

令和4年12月1日（木） 午後3時

(4) 開札場所

豊中市中桜塚3丁目1番1号
豊中市役所第一庁舎4階第1入札室

7 入札方法等

(1) 本入札は、施行令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、総合評価一般競争入札説明書に基づき入札書等を提出すること。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 本入札については、低入札基準価格を設ける。

(4) 現場説明書において、予定価格を公表する。

8 入札金額内訳書の提出

(1) 入札に際し、当該入札書に記載される入札金額に対応した入札金額内訳書の提出を求める。

(2) 入札金額内訳書の様式は、現場説明書で指示する。

(3) 入札金額内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

9 入札の効力

この入札の効力は、入札の対象となる業務に係る予算が豊中市議会において議決され、その予算の執行が可能となることにより生じるものとする。

10 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、本市により入札参加資格のある旨確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において2に掲げる資格のない者のした入札及び落札者の決定時までに2に掲げる資格を失った者のした入札は無効とする。

11 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の5に相当する額以上の額を納付しなければならない。ただし、豊中市財務規則（昭和46年豊中市規則第13号）第120条各号に掲げる有価証券のほか、市長が確実に認める金融機関の保証の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、同規則第110条の規定を適用できる場合は免除することができる。

12 契約の締結

契約書を作成する。

13 その他

(1) 落札者の決定方法

落札者の決定に当たっては、本業務にとって最適な事業者を選定するため、(2)の落札者決定基準による総合評価方式を採用する。

(2) 落札者決定基準

- ア 評価に当たっては、500点の範囲内で配点を行い、総得点の最も高い入札者を落札候補者とする。
- イ 評価を価格評価、業務体制及び公共性（施策反映）評価に区分し、その配点をそれぞれ250点、130点及び120点とする。
- ウ 業務体制については、研修体制、業務実績、履行体制及び品質保証への取組みに区分して評価し、その配点をそれぞれ30点、40点、40点及び20点とする。
- エ 公共性（施策反映）評価については、福祉への配慮、男女共同参画への配慮、環境への配慮及び災害時の業務体制に区分して評価し、その配点をそれぞれ90点、10点、10点及び10点とする。
- ① 福祉への配慮
障害者に対する就労支援事業への取組み、就労困難者の新規雇用、就労困難者の就労支援事業の取組み及び障害者の雇用率に区分して評価し、その配点をそれぞれ28点、30点、12点及び20点とする。
- ② 男女共同参画への配慮
女性の活躍推進への取組み及び仕事と子育ての両立への取組みに区分して評価し、その配点を各5点とする。
- ③ 環境への配慮
省エネルギー化の取組み及び環境配慮率先行動の取組みに区分して評価し、その配点を各5点とする。
- ④ 災害時の業務体制
災害時に契約業務を適正に執行するための交通手段の確保、人員の確保等の社内体制及び災害時の事業継続計画（BCP）等緊急時の対応マニュアルの策定状況並びに社屋や営業所が耐震性能を満たしていること、災害時の帰宅困難者を留め置くための場所の確保、物資の備蓄等の防災・減災の取組事項を評価し、その配点を10点とする。
- オ 過去3年以内の処分歴等については、入札参加停止又は入札参加除外措置の有無、契約解除の有無及び書面での警告の有無に区分して評価し、総得点からそれぞれ20点、25点及び5点を減点する。
- カ 本基準の詳細は、総合評価一般競争入札説明書（以下「説明書」という。）による。
- (3) 落札者の決定
落札候補者が説明書に基づき、本市が指定する期日（以下「指定日」という。）までに提出することと指定した書類（以下「指定書類」という。）を提出し、本市が受理したときは、当該落札候補者を落札者とする。
- (4) 落札候補者の取消し
落札候補者が説明書に基づき、指定日までに指定書類を提出しないときは、落札候補者の決定を取り消し、(2)の落札者決定基準により次点と評価された入札者（以下「次順位者」という。）を落札候補者とする。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合の措置
落札者が契約を締結しない場合は、次順位者と契約の交渉を行うこととする。
- (6) その他
入札参加者は、現場説明書及び入札心得を熟読し、入札心得を遵守すること。

14 問合わせ先

豊中市中桜塚3丁目1番1号
豊中市総務部契約検査課（第一庁舎4階）
電話（06）6858-2074